



平成31年 月 日

行田市教育委員会教育長 鈴木 トミ江 様

行田市公立学校通学区域等審議会

会 長 山 野 達 雄

行田市公立学校適正規模・適正配置及び再編成について (答申)

平成30年11月19日付け行教総第940号により諮問を受けた標記の件について、審議した結果、次の結論に達しましたので答申します。

1 学校規模、配置に対する基本的な考え方

行田市では、市民と行政がまちづくりの方向性と課題をともに認識し、協働して豊かな地域社会を創造する指針として「第5次総合振興計画」が策定されており、また、人口減少やそれに伴う地域課題の解決とともに、市の特徴や強みを生かし、将来にわたって安心して暮らせる地域社会の実現に向けた施策を、「行田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げている。

教育委員会は、こうした計画の具現化のひとつとして、「地域との連携による特色ある学校づくり」を目指すにあたり、地域で育む児童生徒像を学校と地域が共有して課題解決にあたるには、義務教育9年間の連続性・系統性を重視した小中一貫教育の導入が有効であり、その実現には一定の学校規模の確保が必要であると捉え、市全域において中学校区を中心とした再編成を推進することとしている。また、学校と協力体制にある地域団体としては、自治会や体育協会など地区を単位とするものであるが、学校区により地区が分割されていることにより地域活動に支障を生じる例もあることから、再編成とともにこれを解消することとしている。

また、過小規模校では、学力だけではなく、各成長段階で求められる資質・能力を養うという点で、学習面や運動面での切磋琢磨や挑戦意欲が不足しがちであり、体育など集団競技の特性を学びにくく、話し合いや生活面での人間関係が固定しやすいなど様々な弊害が見受けられることから、過小規模校の解消を含めた学校の再編成の早期実現が必要であるともしている。

本審議会としても、児童生徒数の減少は、一部の地域に限られた問題ではなく、全市的な問題であり、過小規模校や小規模校を統廃合するにとどまらず、現在の諸問題や今後の学習指導要領等を照らし合わせ、学校の再編成を進めるべきであると考えている。

また、全国的に課題となっているいわゆる「中1ギャップ」への対応などにも小中一貫教育は有効であるとの見解もあることから、教育委員会が述べる小中一貫教育及び一定の学校規模の確保について、本審議会においても理解を示す。

そのような点からも、本市における学校の規模及び配置については、小学校における適正規模の学級数を12～18学級、学校数を7校とし、中学校における適正規模の学級数を9～18学級、学校数を4校とする。また、その中学校4校を中心として小中一貫型小学校・中学校を設置できるように学校の再編成を進めるべきものとする。

なお、その時々々の教育状況を反映できるように10年ごとに再編成計画の見直しを行うことを助言する。

また、学校は古くから地域の中心にあって、そこで生まれ育った住民にとっての精神的な拠り所であるとともに、子ども達を中心とした地域コミュニティ活動の場としての機能も持ち合わせている。そのような学校の機能が地域から失われることに対する住民の心情を十分に理解し、再編成後の学校においても、自分たちの学校として誰もが親しみを持つことができるよう魅力ある新たな学校としての設立を目指すとともに、跡地となる学校施設についても、地域の活力向上につながるような利用について、学校教育のみならず、市全体のまちづくりの課題として推進されたい。

2 各小中学校の児童生徒数の現状と将来推計

小学校では、現在すでに北河原小学校、須加小学校が過小規模校（1学校に5学級以下）であり、それに加え、2021年度には星宮小学校、2023年度には太田東小学校が過小規模校になることが見込まれている。また、2018年度に7校あった適正規模校（1学校に12学級以上）も2023年度には5校に減少し、その後も減少する見込みとなっている。

中学校では、現在、過小規模校はないものの、適正規模校（1学校に12学級以上）が3校となり、2023年度には2校に減少する見込みとなっている。

3 学校の再編成について

教育委員会で示す、中学校の適正学校数である4校を東西南北の地域に分けた再編成案

を基に、各小中学校児童生徒数の推移、学校区が分割されている地区の解消及び学校施設の耐用年数等を考慮し検討を行った。

なお、その中でも過小規模校の解消を短期的課題として再編成することとした。

また、南部地域の埼玉中学校区小中一貫小学校・中学校（施設隣接型）、北部地域の見沼中学校区義務教育学校、南河原中学校区小中一貫小学校・中学校（施設分離型）の早期開設を実現し、この3つの型を検証したうえで、その後の小中一貫小学校・中学校の設置を検討されたい。

(1) 東部地域

① 短期的課題（策定後5年間の計画）

ア 太田西小学校と太田東小学校での再編成

② 中期的課題（策定後6～10年間の計画）

ア 小中一貫教育の検証

イ 学習指導要領など教育課程の改正に伴う再編成計画の見直し

ウ 長期的課題（通学区域見直し）に向けた検討

③ 長期的課題（策定後11年間以上の計画）

ア 東小学校（佐間地区）の南小学校区への通学区域見直し

イ 行田中学校（長野地区）の長野中学校区への通学区域見直し

ウ 長野中学校区を中心とした小中一貫型小学校・中学校（施設分離型）

エ 太田中学校区を中心とした小中一貫型小学校・中学校（施設分離型）

オ 北小学校、長野中学校（星河地区）の北部地域義務教育学校区へ通学区域見直し

カ 東部地域小中一貫型小学校・中学校

○ 審議会の判断

上記項目について、「1 学校規模、配置に対する基本的な考え方」を踏まえ、次のとおり判断する。

①のアについて

2023年度に太田東小学校が過小規模校となる見込みであることから、太田西小学校との再編成は妥当である。

②のア及び②のイについて

その時々^①の社会情勢や教育状況を踏まえ、再編成計画に反映させることが望ましい。

②のウについて

通学区域を見直すにあたり、事前の検討は必要であることから妥当である。

③のア及び③のイについて

学校区が分割されている地区解消の点から妥当である。

③のウ及び③のエについて

市内4地域において小中一貫教育を進めるにあたり、段階的に検証しながら進めていくことが望ましいと考え、現中学校区での小中一貫小学校・中学校の設置は妥当である。

③のオについて

今後も生徒数の減少が見込まれる中、北部地域の中学校2校（見沼中、南河原中）を統合したとしても適正規模の学級数には及ばない。市内4地域において小中一貫教育を進めるにあたり一定の学校規模の確保が必要であること、現在、星河地区の和田・斎条地区は、通学選択地区ではあるものの見沼中学校区であること、また、北小学校の教室棟が2032年に耐用年数を迎え、建替えが必要となること等を考慮すると、北小学校、長野中学校（星河地区）の北部地域義務教育学校区への通学区域見直しは妥当である。

③のカについて

最終的な中学校区として、適正規模の学級数及び学校数の点から妥当である。ただし、太田中学校において適正規模の学級数に及んでいないことから、教育委員会で示した2046年度より早期の実現が望ましい。

また、小学校区については、適正規模の学級数及び学校数の点から2校が妥当である。

(2) 西部地域

① 中期的課題（策定後6～10年間の計画）

ア 小中一貫教育の検証

イ 学習指導要領など教育課程の改正に伴う再編成計画の見直し

ウ 長期的課題（通学区域見直し）に向けた検討

② 長期的課題（策定後11年間以上の計画）

ア 西小学校（忍中学校区）及び忍中学校（西小学校区）の通学区域見直し

イ 西部地域小中一貫型小学校・中学校

○ 審議会の判断

上記項目について、「1 学校規模、配置に対する基本的な考え方」を踏まえ、次のとおり判断する。

①のア及び①のイについて

その時々々の社会情勢や教育状況を踏まえ、再編成計画に反映させることが望ましい。

①のウについて

通学区域を見直すにあたり、事前の検討は必要であることから妥当である。

②のアについて

学校区が分割されている地区解消の点から妥当である。

②のイについて

最終的な中学校区として、適正規模の学級数及び学校数の点から妥当である。

小学校区については、適正規模の学級数及び学校数の点から2校が妥当である。

(3) 南部地域

① 短期的課題（策定後5年間の計画）

ア 星宮小学校と中央小学校での再編成

イ 埼玉中学校を中心とした小中一貫型小学校・中学校（施設隣接型）

② 中期的課題（策定後6～10年間の計画）

ア 小中一貫教育の検証

イ 学習指導要領など教育課程の改正に伴う再編成計画の見直し

ウ 長期的課題（通学区域見直し）に向けた検討

③ 長期的課題（策定後11年間以上の計画）

ア 中央小学校（星河地区）の北部義務教育学校区への通学区域見直し

イ 東小学校（佐間地区）の南小学校区への通学区域見直し

ウ 行田中学校（長野地区）の長野中学校区への通学区域見直し

エ 西小学校（忍中学校区）及び忍中学校（西小学校区）の西中学校区への通学区域見直し

オ 行田中学校を中心とした小中一貫型小学校・中学校（施設分離型）

カ 忍中学校を中心とした小中一貫型小学校・中学校（施設分離型）

キ 南部地域小中一貫型小学校・中学校

○ 審議会の判断

上記項目について、「1 学校規模、配置に対する基本的な考え方」を踏まえ、次のとおり判断する。

①のアについて

2021年度に星宮小学校が過小規模校となる見込みであることから、中央小学校との再編成は妥当である。

①のイについて

市内4地域において小中一貫教育を進めるにあたり、段階的に検証しながら進めていくことが望ましいと考え、現中学校区での小中一貫小学校・中学校の設置は妥当である。また、埼玉中学校区は施設隣接型の小中一貫型小学校・中学校として早期より実

施し、別の種類の小中一貫型小学校・中学校と比較検討することが望ましい。

②のア及び②のイについて

その時々¹の社会情勢や教育状況を踏まえ、再編成計画に反映させることが望ましい。

②のウについて

通学区域を見直すにあたり、事前の検討は必要であることから妥当である。

③のア、③のイ、③のウ及び③のエについて

学校区が分割されている地区解消の点から妥当である。

③のオ及び③のカ

市内4地域において小中一貫教育を進めるにあたり、段階的に検証しながら進めていくことが望ましいと考え、現中学校区での小中一貫小学校・中学校の設置は妥当である。

③のキについて

最終的な中学校区として、適正規模の学級数及び学校数の点から妥当である。ただし、埼玉中学校において適正規模の学級数に及んでいないことから、教育委員会で示した2043年度より早期の実現が望ましい。

また、小学校区については、適正規模の学級数及び学校数の点から2校が妥当である。

(4) 北部地域

① 短期的課題（策定後5年間の計画）

ア 見沼中学校区義務教育学校

（荒木小学校、須加小学校、北河原小学校、見沼中学校での再編成）

イ 南河原中学校を中心とした小中一貫型小学校・中学校（施設分離型）

② 中期的課題（策定後6～10年間の計画）

ア 小中一貫教育の検証

イ 学習指導要領など教育課程の改正に伴う再編成計画の見直し

ウ 長期的課題（通学区域見直し）に向けた検討

③ 長期的課題（策定後11年間以上の計画）

ア 北小学校、中央小学校（星河地区）、長野中学校（星河地区）、忍中学校（星河地区）の北部地域義務教育学校区へ通学区域見直し

イ 北部地域義務教育学校

○ 審議会の判断

上記項目について、「1 学校規模、配置に対する基本的な考え方」を踏まえ、次のとおり判断する。

①のアについて

市内4地域において小中一貫教育を進めるにあたり、段階的に検証しながら進めていくことが望ましいと考え、現中学校区での小中一貫小学校・中学校の設置は妥当である。また、見沼中学校区は義務教育学校として早期より実施し、別の種類の小中一貫型小学校・中学校と比較検討することが望ましい。

①のイについて

市内4地域において小中一貫教育を進めるにあたり、段階的に検証しながら進めていくことが望ましいと考え、現中学校区での小中一貫小学校・中学校の設置は妥当である。また、南河原中学校区は施設分離型の小中一貫型小学校・中学校として早期より実施し、別の種類の小中一貫型小学校・中学校と比較検討することが望ましい。

②のア及び②のイについて

その時々々の社会情勢や教育状況を踏まえ、再編成計画に反映させることが望ましい。

②のウについて

通学区域を見直すにあたり、事前の検討は必要であることから妥当である。

③のアについて

今後も生徒数の減少が見込まれる中、北部地域の中学校2校（見沼中、南河原中）

を統合したとしても適正規模の学級数には及ばない。市内4地域において小中一貫教育を進めるにあたり一定の学校規模の確保が必要であること、現在、星河地区の和田・斎条地区は、通学選択地区ではあるものの見沼中学校区であること、北小学校の教室棟が2032年に耐用年数を迎え、建替えが必要となること、学校区が分割されている地区解消の点などから、北小学校、中央小学校(星河地区)、長野中学校(星河地区)、忍中学校(星河地区)の北部地域義務教育学校区へ通学区域見直しは妥当である。

③のイについて

最終的な小・中学校区として、適正規模の学級数及び学校数の点から妥当である。ただし、南河原小学校、見沼中学校及び南河原中学校において適正規模の学級数に及んでいないことから、教育委員会で示した2032年度より早期の実現が望ましい。

4 審議経過

平成30年 11月19日 教育委員会より諮問

11月19日 第1回審議会開催

平成31年 1月15日 第2回審議会開催

3月 日 第3回審議会開催 答申

行田市公立学校通学区域等審議会

会長	山野 達雄	副会長	千葉 房慶
委員	柏瀬 裕之	委員	中居 武司
委員	江森 弘安	委員	高橋 由美
委員	羽鳥 英樹	委員	杉 義浩
委員	小山 貴司	委員	羽鳥 修弘
委員	羽鳥 嗣郎	委員	木元 健治

